

E e ビジネス

(主契約要綱)

令和 8 年 4 月 1 日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1 適 用 範 囲	1
2 供給電気方式, 供給電圧および周波数	2
3 契約負荷設備	2
4 季節区分および時間帯区分	2
5 料 金	3
6 使用電力量の計量	5
7 E e プラン (全電化割引)	5
8 解 約 等	6
9 そ の 他	7

II 実 施 細 目

1 適 用 範 囲	8
2 夜間蓄熱式機器等にかかる取扱い	8
3 E e プラン (全電化割引) にかかる取扱い	10

附 則	11
-----------	----

別 表	14
-----------	----

I 本 則

1 適用範囲

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに低圧供給条件（自由共通）〔令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、低圧供給条件別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(2) 1需要場所において動力を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合は、(1)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)により算定される値と契約電力との合計の値が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(3) 特定小売供給約款の定額電灯を適用できないこと。

(4) 次のいずれかの機器を使用していること。

イ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」

といいます。)

□ 別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）

(5) 4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

(6) 原則として要綱のE e ホームまたはE e スマートの適用範囲に該当しない需要であること。

(7) 料金の算定上必要な記録型計量器が取り付けられていること。ただし、お客様さまの30分ごとの使用電力量が当社が定める託送供給等約款（令和7年1月31日認可。以下「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送約款によります。）にもとづき均等配分した30分ごとの接続供給電力量である場合には、当社は、この要綱の適用をお断りすることがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

□ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイタイム）

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、昼間時間を除きます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが附則2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち別表3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、(1), (2)によって算定された基本料金と電力量料金および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(3)によって算定された5時間通電機器割引額または(4)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、低圧供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,718円08銭
---------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間（デイタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	57円41銭	53円92銭

ロ 生活時間（リビングタイム）

1キロワット時につき	44円68銭
------------	--------

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

1キロワット時につき	29円66銭
------------	--------

(3) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）	220円00銭
1キロワットにつき	

なお、附則2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)に定める夜間蓄熱式機器（以下「5時間通電機器」といいます。）の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力） 1キロワットにつき	165円00銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 最低月額料金

(1) および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)または(4)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	859円04銭
--------	---------

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、低圧供給条件17（使用電力量の計量）によるものといたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯、生活時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。

7 E e プラン（全電化割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかぬ需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、5（料金）によ

って料金として算定された金額から(1)によって算定されたE e プラン割引額を差し引いたものといたします。ただし、5 (料金) によって料金として算定された金額から低圧供給条件別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および(1)によって算定されたE e プラン割引額を差し引いてえた金額が5 (料金) (5)の最低月額料金を下回る場合の料金は、5 (料金) (5)の最低月額料金および低圧供給条件別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備に要する熱源をいいます。

(1) E e プラン割引額

E e プラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるE e プラン割引上限額を上回る場合のE e プラン割引額は、(2)に定めるE e プラン割引上限額といたします。

$$\text{E e プラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額とは、5 (料金) (1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(2) E e プラン割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

8 解 約 等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

- イ お客さまが、低圧供給条件40 (解約等) (1)または(2)に該当する場合
- ロ 要綱のE e ホーム1 (適用範囲) (7)の場合を除き、この要綱を適用している需要場所に居住に必要な機能 (炊事のための設備等) を有する場合

- (2) (1)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまが、低圧供給条件38（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

9 そ の 他

- (1) 当社は、低圧供給条件19（日割計算）により日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、5時間通電機器割引額、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額、最低月額料金およびE e プラン割引上限額の日割計算は、別表5（日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件によるものといたします。

II 実施細目

1 適用範囲

「昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

なお、この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

2 夜間蓄熱式機器等にかかる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることでのきる装置を取り付けた場合

(ロ) 附則2（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)または(2)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出いただきます。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り

外される場合は、当社に申し出させていただきます。

ハ 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出させていただきます。

ロ 当社は、別表3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 5時間通電機器等に対する料金割引

イ 本則5（料金）(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本則5（料金）(4)は適用いたしません。

ロ 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、別表5（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、別表5（日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといたします。

3 E e プラン（全電化割引）にかかる取扱い

(1) 全電化需要

イ 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客様から電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出させていただきます。

(2) E e プラン割引額

イ 全電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。なお、この場合の違約金は、低圧供給条件32（違約金）により算定するものといたします。

ロ E e プラン割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 低圧供給条件18（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 特定小売供給約款の従量電灯および要綱の深夜電力の適用を受けているお客さままたは時間帯別電灯、E e らいふもしくはE e ホームの適用を受けしており夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがこの要綱に変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器等については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2) (1)に該当する場合で、お客さまと当社との協議のうえ、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしや断することがあります。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をしや断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

- (4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則6(使用電力量の計量)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

3 使用電力量の計量についての特別措置

- (1) 次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、本則6（使用電力量の計量）にかかわらず、(2)によるものといたします。

イ 別表4(休日等)に定める日(以下「休日等」といいます。)であって、休日等以外の日として本則4(季節区分および時間帯区分)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日(以下「みなし休日等」といいます。)

□ 休日等以外の日であって、休日等として本則4（季節区分および時間帯区分）に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。）

- (2) 各時間帯別の使用電力量は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間 (デイタイム)

口 生活時間（リビングタイム）

$$\begin{aligned}
 \text{生活時間の} & \quad = \quad \text{生活時間の使用電力量} \\
 \text{使用電力量} & \quad \quad \quad \text{として計量された電力量} \\
 \\
 & + \quad \left[\begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} \right. \quad - \quad \left. \begin{array}{l} \text{イの昼間時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

八 夜間時間 (ナイトタイム)

本則6（使用電力量の計量）によるものといたします。

(3) 使用電力量にかかるその他の事項については、本則6（使用電力量の計量）によるものといたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

- (1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
 - イ 給水温度を検知できること。
 - ロ イの給水温度にもとづいてお客様が必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。
- ニ 毎日の夜間時間(附則2〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕
 - (1)の場合は通電時間といいたします。)の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
 - (2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

4 休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日 曜 日

- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 1月2日, 1月3日, 1月4日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および12月31日

5 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の最低月額料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) E e プラン割引上限額を日割りする場合

$$E\text{ e プラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (4) 低圧供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1), (2)および(3)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。